

第1章 問題点

あいづん地区のスラム対策としての問題点は、大きくわけて、次の3点であると考えられる。

1. 医療問題

2. 失業問題

3. 住宅問題

この3点が、同時に解決すれば、ほとんどの現在山積していることが解決する。そこで、この3点について、現状を分析しながら少しでも考論へ導きたい。

第1節 医療対策

1. 行旅病人及行旅死亡人

1. 沿革

明治初頭以降昭和7年救護法が実施されるまでの間、我が国は公的扶助体系の中で中心的役割を果たすだけ、一般的の救護制度たる恤救法(明治7年太政官達第162号)であったが、これに対して、行旅病人、行旅死亡人々がこれらの人々の同伴者を救護又は取扱いの対象とする特別法として制定されたのが行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治28年法律第123号)である。

すなわち、当時にかけ一般的救済制度たる恤救規則は、
公的扶助制度としてはなお前近代的な性格を持つもので
あり、制度的にも不備であるて被済対象も限られていたた
め、社会の実際の需要に応えるためには、恤救規則を補足
するところの各種特別法を制定することが必要となり、こ
こに、備荒信者膏法（明治13年）、罹災救助基金法（明治
32年）等とともに本法が制定されたのである。

しかし、本法はさうの外、恤救規則にかりて制定された
急救法（昭和6年法律第39号）、次に急救法にかゝる日
生活保護法（昭和21年法律第11号）、さらに、現行生活保
護法（昭和25年法律第144号）の施行を終るに至り、てもなお
、これら一般的救護制度に対する特別法として存続し、現
在に至っていよいよであるが、順々より完備した一般的救
済制度が登場するに従い、本法が救護又は取扱いの対象と
する行旅病人、行旅死亡人々やそれらの者の同伴者につ
てもこれら一般的救済制度をもって対処しうるようになり
、そのため本法の独自の存在意義は、次第に薄れ、現在ではその存続の必要性の有無が問題となる段階にまで至っ
ている。

2 概要

本法は、さう名稱に示されていふとおり、行旅病人、行旅死人、行旅者七人及びそれらの同伴者等の救護又は取扱いについて定めつゝものである。

(1) 行旅病人等の同伴者の救護

(1) 救護の対象者

本法による救護の対象者となる行旅病人とは、行旅中疫病にかかり、または重傷した者であつて療養のための費用を支払う能力がなく、また救護者がない者をいう(法第1条第1項)

なお、法第1条第2項に基づく政令(明治32年内務省令第23号「行旅病人及行旅死人及同伴者ノ救護並ニ取扱ニ關スル件」)によつて、

ア) 骨盆凍瘻に直ちに歩行に堪えられない行旅者、歩行に堪えられない妊娠産婦が、あって手当を要するにもかかわらず、そのための費用を支払う能力がないキ、

イ) 行旅者又は住所、居所がないか不明な者であつて引取者がなく警察官署が救護の必要があると認めて引き渡したものは、行旅病人に準じて取扱われる。

(b) 救護の実施

行旅病人がいつ必要とする場合には、その同伴者に対して、その所在地の市町村長は、必要な救護を行なわなければならぬ（法2条）。この場合における救護の内容については、前出の内務省令によると、定められてゐるところである。

市町村長は、行旅病人又はその同伴者を救護したときには、速かにその者又扶養義務者に通知して引取らせねばならない（法3条）。なお、引取者がないとまつて公共団体が引き取ることとなる（法5条）。なお、引き取りをなすべき公共団体については勅令によつて（行旅死じ人等引取及費用弁償=明文の件）明治32年勅令第47号によつて道府県と定められている。

(c) 救護費用の負担

行旅病人又はその同伴者の救護費用は、一応当該市町村が負担するが（法15条）、しかるうえ市町村は被救護者に弁償を求め、被救護者から弁償を得られない場合は、その費用は扶養義務者の負担となつ（法4条）、これによつてもなお弁償を得られないときは、公共団体により弁償される（法16条）。なお、費用

の弁償をなすべき公共団体については勅令(昭和32年)

勅令第2277号)により都道府県と定められています。

(a) 行旅死七人の取扱い及びその同伴者の救護

(a) 救護の対象者

本法による取扱いの対象となる行旅死七人とは、

(1) 行旅中死して引取者がない者であり(法1条1項)

(2) 住所居所若しくは氏名が知れず、かつ、引取者がない

死七人もまた行旅死七人とみなされ(法1条2項)

(3) 法第1条第3項に基づく政令(昭和32年内務省令

第43号)により、引取者のない死体も行旅死七人に

せざるを得る。

(b) 取扱い又は救護の実施

行旅死七人に対して、その所在地の市町村長は、その状況、相貌、遺留物件等他本人の認識に必要な事項を記録した後、その死体を埋葬又は火葬しなければならない(法2条1項)。この場合における取扱いの内容は前出の内務省令によって定められていますところである。

さうに、市町村長は、行旅死人の住所、居所若しくは氏名が知らないときには、その状況、相貌、遺留物

件より他本人の認識に必要な事項を公署の掲示場に
公示し、かゝる官報若しくは新聞紙に公告し（法1
条）、また、相続人に31日を以てままでその遺留物
件を保管しなければならない（法11条）。

こうほか、必要がある場合には市町村長は、行旅死
七人の同伴者に対して相当の救護をなさなければなら
ないが、イの場合は救護費用の負担を含めて行旅死
七人の同伴者の場合に準じて行なうこととされてい
る（法12条）。

(c) 取扱い費用の負担

行旅死七人の取扱い費用は、行旅病人又はその同伴
者の救護費用の場合と同様、一応当該市町村が負担す
れども（法13条）、しかるうえ、行旅死七人の遺留
金銭若しくは有価証券をもってこれに充て、なお足ら
ない場合は相続人の負担とし、相続人から弁償を得ら
れないときは死七人の扶養義務者の負担とされる（法
14条）。これによるとても弁償を得られないときには、
一定期間の経過後において死七人の遺留物品を売却し
てやう費用に充て、なお足りないときは、公共団体
から弁償を受けよこととなる（法15条）。なお、費用 192

の負擔となるべき公共団体については東京都(明治33年勅令第177号)による都道府県と定められてゐる。

3. 本法の問題点

以上で明らかになつたように、本法は行旅病人、行旅死亡人々がやからずの者の同伴者の救護又は取扱いを目的とするものであり、制定以来、恤救規則等と併せて生活困窮者等の救済にあつてきただところであるが、既に述べたように、現在では生活保護法や他の救済制度が完備してきただため、本法の存否意義は著しく小さくなつてきている。すなはち、本法による行旅病人、やからずの者の行旅死人の同伴者に対する救護は、生活保護法による保護(生活扶助、医療扶助等)により代替しうるものであり、また、本法による行旅死人の埋葬又は火葬についても市町村長が行なうものと墓地、埋葬等に関する法律(昭和26年法律第66号)等の規定によつて行なうこととなるほか、やつ他の場合、生活保護法による保護(葬祭扶助)によって代替しうるものであり、実際、これらの者については一般的に墓地埋葬等に関する法律又は生活保護法により処理されてゐる。この結果として、本法の諸規定のう

ち公的扶助としての性格を持つ部局はほとんどよりの独自の存在意義を失うに至つたのであり、従つて本法の公的扶助制度としての価値もまた、既に殆ど失なわれてゐるということができる。さうしたつて昨々本法を廃止すべきとの意見が聞かれるところであるが、しかし、なお本法の諸規定のうち、行乞病人、行乞死人の収容者等の者の同伴者についての扶養義務者等への通知（法31条）及び（法32条、10条）、行乞死人についての告示、ならびに公告（法9条）、行乞死人の遺留物件の保管（法11条）等に関する部局は他法によつては処理しえないものであるから、本法の存続の可否について検討するに際しては、なお慎重な取扱いが必要とされるところである。

4. 大阪市に於ける行乞病（死人）の取扱状況

警察官職務執行法或は消防法により入院措置された行乞病人の主導権である区振（英譯：振興会）を経由して福祉事業所へ移管せよ。

これら行乞病人の生活保護適用期間は、短期間の者が多い。これは行乞病人の殆んどが浮浪者群に屬し飲酒等のための喧嘩、貞節、転倒による外傷等短期に治癒し得るものが多く、一方肝臓、胃腸病等内科的疾患であっても中途無

断送院する者が多いことなどに起因するものと思われ
る。最近の行旅死七人は以下のとおりである。

行旅死七人取扱状況

年度	総数	男	女	不詳	大人	小人	死産兒
317	190	140	53	1	139	11	6
33	219	160	59	—	186	10	33
34	225	174	52	—	214	4	8
35	193	120	61	4	184	4	12
36	293	214	66	3	216	11	66
37	193	163	29	1	139	2	10
38	302	166	96	2	186	4	10
39	203	170	32	1	186	10	7
40	204	170	34	2	181	9	14
41	214	123	89	2	202	9	7
42	214	178	43	2	200	14	4
43	219	149	30	—	200	10	9
44	221	187	34	—	207	8	6

○ 警察官職務執行法(昭和3年1月13日)

第3条

① 警察官は、要常な举动その他周囲の事情から合
理的に判断して左の各号の一に該当すること分明
なればあり、且つ、应急の救護を要すると信ずる
に足りる相当な理由のある者を発見したときは、
とりあえず警察署、病院、精神病者收容施設、救
護施設等の適当な場所において、これを保護しな
ければならぬ。

1. 精神障害又はてい育つため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす虞のある者
 2. 迷い子、病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、危急の救援を要すると認める者は(本人がこれを拒むたる場合を除く)
- ② 前項の措置をとった場合には、警察官はできるだけやさしくに、その者の家族、知人等の他の関係者にこれを通知し、その者の引取方にについて必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つかることとは、すみやかにその事件を適当な公衆保健者しくは公共福利のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関にその事件を引き継ぐなければならない。
- ③ オーイン規定による警察の保護は、水時間をこえてはならない。但し、引き続き保護することを承認する簡易裁判所の裁判官の許可状がある場合は、この限りでない。
- ④ 前項但書の許可状は、警察官の請求に基き、裁判官において自己を得ない事情があると認めた場合に限り、これを発するものとし、その延長に係る期間は、通じてト

日をこえではならない。この許可状には已まを得て
いと認められる事情を明記しなければならない。

① 警察官は、チノ空の規定により警察で保護された
者の氏名、住所、保護の理由、保護者が引渡しの時日
並びに引渡先を毎週簡易裁判所に通知しなければ不
らない。

○ 清川法 (52d 法 186)

第35条の6

① 清川本部を置かなければならぬ市町村の政令で
定める基準に該当するものは、救急業務を行なわる
ければならない。

第36条の6

② 救急隊員は、救急業務の実施に際しては、常に
警察官と密接な連絡をとるものとする。

第37条のみ

この章に規定するもののほか、救急隊の編成及び
業務の基準その他救急業務の処理に関する事項
は政令で定める。

生活保護法（医療扶助）

生活保護法は、公的扶助の中でその根柢にならむ。

医療扶助は、同法11条で規定されている2つの保護の種類の1つで、あいそん地区に於ては最も重要な施設の一つである。

11条 医療扶助は、困窮された最低限度の生活を維持することつきない者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行なわれる。

1 診察

2 薬剤又は治療材料

3 医学的処置、手術及び他の治療並びに施術

4 病院又は診療所への収容

5 看護

6 移送

医療扶助運営要領にもとづき施策がなされています。

外に入院患者には、入院患者用品目が支給される。

基準額	一般財	1ヶ月(5ヶ月)	5ヶ月(5ヶ月)
精神病	22ヶ月(5ヶ月)	205円(11~370円)	225円(370円)
		205円(11~370円)	225円(370円)